

## 2. 平成23年度第4次補正予算（案）及び平成24年度予算（案）の概要

平成23年度第4次補正予算（案）の概要（高齢者医療制度の負担軽減措置）

（総務課・保険課・国民健康保険課・高齢者医療課）

事 項	平成23年度 第4次補正予算（案）額	摘 要
	千円	
(項) 医療保険給付諸費	271,865,526	
(目) 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金	261,956,250	<p>○ 平成24年度における高齢者の負担軽減ための経費</p> <p>《国保連向け》：国民健康保険課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 70歳から74歳までの患者負担割合の引上げ（1割→2割）の凍結 1,633.0億円</li> </ul> <p>《支払基金向け》：保険課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 70歳から74歳までの患者負担割合の引上げ（1割→2割）の凍結 232.0億円</li> </ul> <p>《広域連合向け》：高齢者医療課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得の低い方の保険料軽減の継続 523.5億円 （均等割9割・8.5割、所得割5割軽減）</li> <li>・ 被用者保険の被扶養者であった方の保険料軽減の継続 231.1億円 （均等割9割軽減のうち4割相当分）</li> </ul>
(目) 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	9,909,276	<p>○ 高齢受給者証再発行等の事務経費</p> <p>《市町村及び国保組合向け》：国民健康保険課 8.8億円</p> <p>○ 広域連合標準システム機器更改経費等</p> <p>《国保中央会・広域連合等》：高齢者医療課 47.1億円</p> <p>（その他）：総務課 43.2億円</p>

平成23年度第4次補正予算の概要 (後期高齢者医療制度の負担軽減措置)

(高齢者医療課)

事 項	平成23年度 第4次補正予算(案)額	摘 要
<p>(項) 医療保険給付諸費</p> <p>(目) 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金</p> <p>(目) 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金</p>	<p>千円</p> <p>80,169,480</p> <p>75,455,731</p> <p>4,713,749</p>	<p>○ 平成24年度保険料軽減のための経費</p> <p>《広域連合向け》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得の低い方の保険料軽減の継続 <span style="float: right;">523.5億円</span> (均等割9割・8.5割、所得割5割軽減)</li> <li>・ 被用者保険の被扶養者であった方の保険料軽減の継続 <span style="float: right;">231.1億円</span> (均等割9割軽減のうち4割相当分)</li> </ul> <p>○ 後期高齢者医療制度における電算処理システムの機器更改経費</p> <p>《広域連合向け》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域連合電算処理システムのカスタマイズ経費 <span style="float: right;">10.3億円</span> 《国保中央会向け》</li> <li>・ 広域連合電算処理システムの開発経費等 <span style="float: right;">36.8億円</span></li> </ul>

# 高齢者医療制度の負担軽減措置等

平成23年度4次補正において平成24年度も以下の措置を実施  
**合計：2,719億円**

＜うち基金積み増し分＞ ①～③ 計 2,620億円

①70～74歳の窓口負担を1割に軽減する措置 (1,865億円)

＜基金設置先＞ 国民健康保険団体連合会 1,633億円  
 社会保険診療報酬支払基金 232億円

②後期高齢者医療制度における被用者保険の被扶養者の保険料負担を9割軽減とする措置 (231億円)

＜基金設置先＞ 後期高齢者医療広域連合

※5割部分は地方負担であり、別途、地方財政措置を講じる。

③後期高齢者医療制度における低所得者の保険料軽減措置 (523億円)

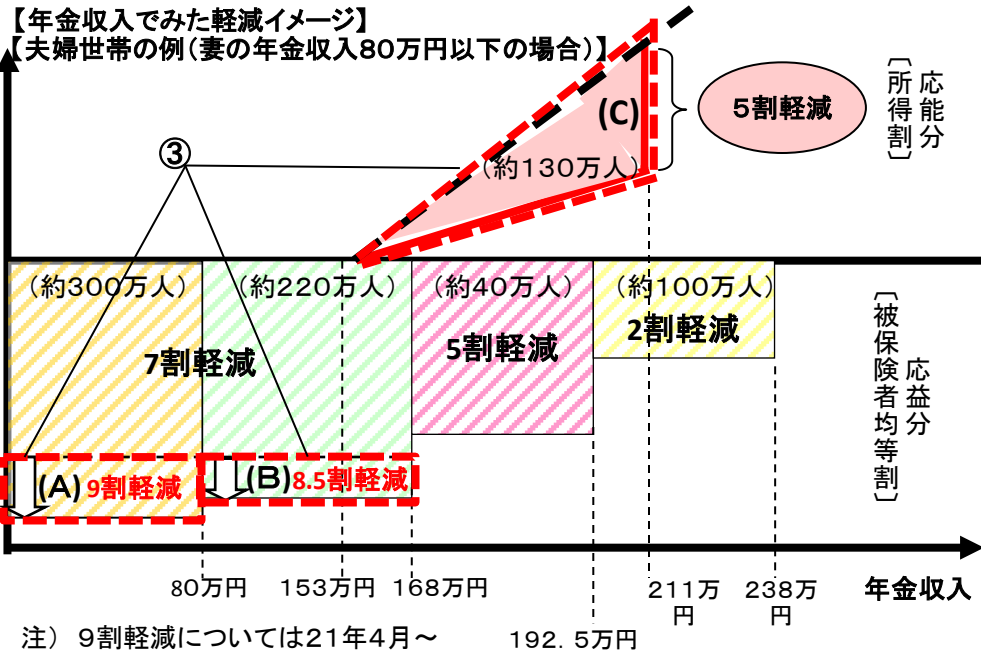
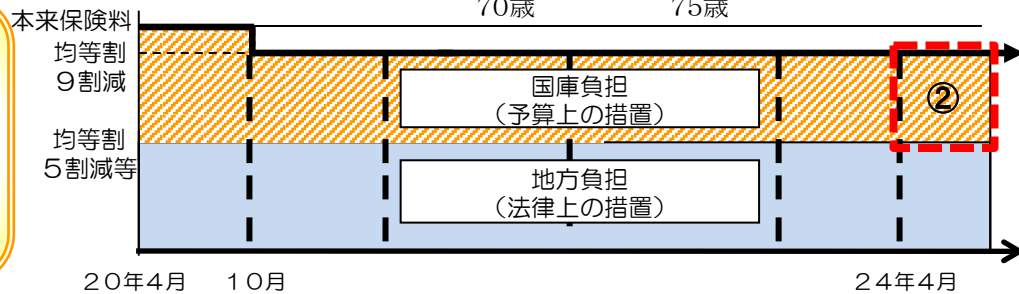
＜基金設置先＞ 後期高齢者医療広域連合

- (A) 均等割の7割軽減を受ける方のうち、後期高齢者医療制度の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)である世帯に属する方について、均等割を9割軽減とする
- (B) 均等割の7割軽減を受ける方((A)に該当する方を除く。)を8.5割軽減とする
- (C) 所得割を負担する方のうち、基礎控除後の所得が58万円以下(年金収入のみの場合211万円以下)の方について、所得割を5割軽減する

※7割、5割、2割部分は地方負担であり、別途、地方財政措置を講じる。

④高齢者の負担凍結延長に係る受給者証の再交付及びシステム改修に要する経費 (99億円)

【平成20年4月～】



注) 9割軽減については21年4月～ 192.5万円

平成24年度予算（案） 後期高齢者医療制度関係経費の概要

（保険局 高齢者医療課）

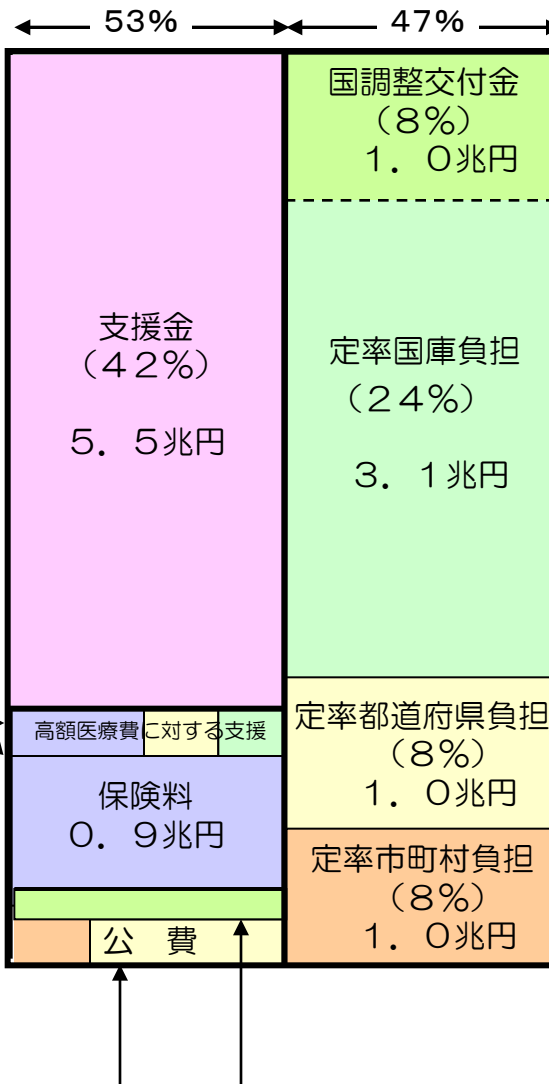
事 項	平成23年度 予 算 額	平成24年度 予 算 額（案）	対 前 年 度 比 較 増 ▲ 減 額	
合 計	千円 3,957,304,015	千円 4,230,701,922	千円 273,397,907	
【 一 般 会 計 】	3,957,304,015	4,228,274,393	270,970,378	
（目）臨時老人薬剤費特別給付金	1	1	0	
（目）後期高齢者医療給付費等負担金	2,951,165,479	3,160,422,783	209,257,304	
後期高齢者医療給付費負担金	2,900,320,232	3,088,712,460	188,392,228	
高額医療費等負担金	50,845,247	71,710,323	20,865,076	・ 高額医療費負担分 517.4億円（平成23年度 353.6億円） ・ 財政安定化基金負担分 197.3億円（ ” 150.2億円） ・ 不均一保険料助成分 2.4億円（ ” 4.7億円）
（目）後期高齢者医療財政調整交付金	966,773,411	1,029,570,820	62,797,409	
（目）後期高齢者医療制度事業費補助金	6,326,140	6,264,048	▲ 62,092	・ 健康診査に要する経費 49.2億円（平成23年度 48.3億円） ・ 保険者機能強化に要する経費 3.5億円（ ” 5.0億円） ・ 特別高額医療費共同事業に要する経費 10.0億円（ ” 10.0億円）
（目）後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金	1,376,050	1,137,298	▲ 238,752	【国民健康保険団体連合会・国民健康保険中央会向け】 ・ 広域連合電算処理システム等に要する経費
（目）高齢者医療運営円滑化等補助金	31,662,934	30,879,443	▲ 783,491	【健保組合等向け】 ・ 後期高齢者支援金等の拠出金負担が重い健康保険組合等の負担緩和を図るための経費
【東日本大震災復興特別会計（仮称）】 計	0	2,427,529	2,427,529	
（目）後期高齢者医療災害臨時特例補助金	0	2,393,354	2,393,354	【東京電力福島第一原発の事故に対する対応】 ・ 一部負担金免除分 13.4億円 ・ 保険料免除分 10.5億円
（目）後期高齢者医療制度事業費補助金	0	34,175	34,175	・ 健康診査に係る自己負担金免除等による損失補填

# 後期高齢者医療制度の財政の概要(24年度予算(案))

医療給付費等総額：13.1兆円

24年度予算(案)ベース

## 都道府県単位の広域連合



### 財政安定化基金

○保険料未納リスク、給付増リスク及び保険料の上昇抑制に対応するため、国・都道府県・広域連合(保険料)が1/3ずつ拠出して、都道府県に基金を設置し、貸付等を行う。

事業規模 0.2兆円程度

### 高額医療費に対する支援

○高額な医療費の発生による後期高齢者医療広域連合の財政リスクの緩和を図るため、レセプト1件当たり80万円を超える医療費の部分について、国及び都道府県が1/4ずつ負担する。

事業規模 0.2兆円

### 特別高額医療費共同事業

○著しい高額な医療費の発生による財政影響を緩和するため、各広域連合からの拠出金を財源として、レセプト1件当たり400万円超の医療費の200万円超の部分について、財政調整を行う。

事業規模 23億円

### 調整交付金(国)

○普通調整交付金(全体の9/10) 広域連合間の被保険者に係る所得の格差による財政力の不均衡を調整するために交付する。

○特別調整交付金(全体の1/10) 災害その他特別の事情を考慮して交付する。

### 保険基盤安定制度 制度施行後の保険料軽減対策

○保険基盤安定制度  
・低所得者等の保険料軽減 (均等割7割・5割・2割軽減 及び被扶養者の5割軽減)  
<市町村1/4・都道府県3/4>

○制度施行後の保険料軽減対策(国)  
・低所得者の更なる保険料軽減 (均等割9割、8.5割 及び所得割5割軽減)  
・被扶養者の9割軽減  
<4割軽減分;国>

事業規模 0.3兆円程度

① 現役並み所得を有する高齢者の医療給付費には公費負担がなく、その分は現役世代の支援金による負担となっていることから、公費負担割合は47%となっている。  
② 市町村国保及び協会けんぽの後期高齢者支援金には、別途各々50%、16.4%(加入者割部分に限る)の公費負担がある。

平成24年度 後期高齢者医療制度に係る地方財政措置について

【補助事業】

	平成24年度	平成23年度
・健康診査に要する経費	49億円	48億円

【単独事業】

1 保険基盤安定制度	2,481億円	2,114億円
------------	---------	---------

- ・ 保険料軽減分についての公費補てん分を措置。  
（所得の低い方の均等割7・5・2割軽減及び被用者保険の被扶養者であった方の均等割5割軽減）
- ・ 負担割合 都道府県3／4、市町村1／4

※ 平成23年度の保険料賦課実績を基に必要経費を試算。

2 広域連合への分担経費（市町村）	344億円	275億円
-------------------	-------	-------

- ・ 報酬・賃金、旅費、消耗品、冊子・リーフレット、各種郵送料（保険証、医療費適正化通知、支給決定通知等）、事務所運営費（借上料、光熱水費、電話料等）及びシステム機器リース料（機器更改作業時における新旧機器の同時設置に係る分を追加）等に係る経費を措置

※ 平成23年度の広域連合の予算見込額等を基に必要経費を試算。後期高齢者医療広域連合への派遣職員給与費については別途措置。

3 施行事務経費	139億円	137億円
----------	-------	-------

- ・ 市町村及び都道府県の施行事務に係る経費を措置

①市町村（137億円）

保険料納付通知関係経費（納付書、領収済通知書、郵送料、口座振替関係手数料）、保険料収納関係経費（督促状等通知、郵送料）、戸別訪問旅費及びリーフレット等

②都道府県（2億円）

後期高齢者医療審査会経費（印刷製本、通信運搬費等）、旅費（全国会議、医療指導監査等）

※ 後期高齢者医療制度事務に係る職員給与費については別途措置。

合計	3,013億円	2,574億円
----	---------	---------